

# 住民監査請求に係る監査結果

平成28年3月22日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、同項規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年6月25日

監査委員 上甲 康夫

監査委員 山崎 保

## 第1 監査請求

### 1 請求人

省略

### 2 請求の要旨

監査請求書及び請求書添付の事実を証する書面から、本件請求の要旨及び措置要求を次のとおりとした。

#### (1) 請求の要旨

① 鬼北町長(以下「町長」という。)は、平成27年度鬼北町し尿及び浄化槽汚泥収集運搬及び処理手数料徴収業務委託契約(以下「委託契約」という。)を、地方自治法施行令(以下「自治法施行令」という。)第167条の2第1項に掲げられたい

社以外の他の事業者の参入を認めない。1社委託制を採用すべき特別の事情のない限り、少なくとも2業者以上の随意契約が存在するか、許可制との併用が必要不可欠である。しかし、鬼北町がA社との間でのみ随意契約を締結すべき特別の事情はない。

③ A社は、委託契約にかかる受託業務を1社で遂行するに足りる「施設、人員及び財政的基礎」を有しておらず、委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下、「法律施行令」という。)第4条の1号が定める委託基準にも違反している。統計上の数値から見ても、鬼北町においては、現に発生している「し尿」が十分には収集されていない実態(A社1社による収集運搬では非常に困難な状況)が浮き彫りとなっている。

④ A社は、従前より、委託契約書第8条に違反して、収集したし尿及び浄化槽汚泥をクリーンセンター

に直接搬入せず、鬼北町奈良所在の中間貯留槽に一時混入して、(し尿と浄化槽汚泥を混ぜて)投入し、適宜、まとめて運搬しているが、これは、法律施行令第3条の1号が定める処理基準(特に、口、へ、ち、り)及び委託契約書第4条に違反している。しかし、町長はこのような違法処理方法に対し、改善を指示するどころか、長年にわたり、かつ、鬼北町が特に管理もしなくなつた後においても、A社に対し中間貯留槽の使用を認め続けている。

⑤ A社は、し尿については、36㍓目盛の半分に当たる18㍓を目検討で計算するだけで、浄化槽汚泥に至つては、従前どおり、36㍓目盛単位で、大雑把に計算しており、委託契約書第6条及び鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下、「条例」という。)第14条に違反している。しかも、A社が住民に請求している料金を見ると、条例第14条が定める「処理手数料」の額(18㍓につき155円)を超えて、「汚泥引抜料」とは別に、「槽内清掃料」をも徴収している。これは、A社が委託契約書第6条及び条例第14条に違反している。

⑥ A社に対する1社委託制の限界については、業務全般の遅延や住民サービスの欠如等、相当長期に及ぶし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬にかかる1社独占の弊害についても、数多くの住民から問断なく

苦情が寄せられているのに、改善されない状況ばかりが継続している。町長は、鬼北町のし尿行政が抱える根本的な問題点について、町民へのサービスよりも、また、鬼北町の利益よりもA社の利益と都合ばかり優先してきた。

#### (2) 措置要求

① 町長が締結した委託契約書については、委託契約書第16条に基づき、直ちに解除すること。

② 町長がA社に委託して過大に徴収した処理手数料の超過分については、委託契約書第14条に基づき、A社に対して速やかに町民に返還させるよう求めること。A社がこれに応じない場合は、町長の責任において、速やかに町民に返還すること。

③ A社が委託契約書及び条例第14条に違反して、町民から無権限で徴収している「槽内清掃料」についても、委託契約書第14条に基づき、A社に対して速やかに町民に返還させるよう求めること。A社がこれに応じない場合は、町長の責任において、速やかに町民に返還すること。

④ し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、委託制そのものを廃止して、多数の市町村が実施しているように、許可制に移行すること。また、2社以上の業者を許可し、競争原理を導入して住民サービスのより一層の向上を図ること。